

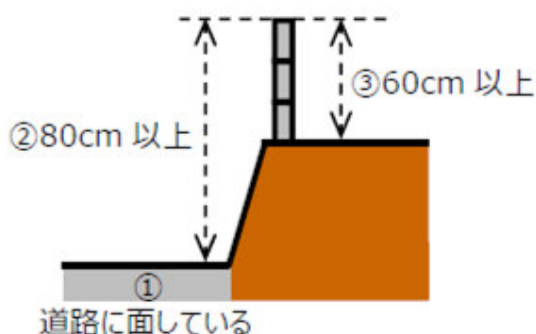
危険なブロック塀等の除却を支援します。

市では、地震発生時等における人身事故を防止し、避難経路を確保する等のために危険なブロック塀等を除却しようとする所有者等の方に対し除却費用の一部を補助します。

事業（補助）の対象となるブロック塀

（調査による判定が必要です。）

補助の対象となる危険ブロック塀（ブロック造・石積造・レンガ造）は、次の要件全てを満たす塀等を除却する費用が対象となります。



【受付期間】

令和6年5月15日（水）～

※申し込み先着順で、
予算額に達し次第終了となります。

- ① 緊急輸送道路、避難場所などから半径2kmの範囲の避難の用に供する道に面していることなどの条件があります。（隣地との境界に設けたものは対象外となります）
- ② ブロック塀等の路面からの高さが80cm以上のもの
- ③ ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの
- ④ 危険なブロック塀等として市が判定するもの

補助金の額

補助対象経費の10分の10（ただし上限 1万2千円/m かつ 20万円）

事業を利用できる方

（ただし、市税の滞納が無いことが条件です。）

- ① 危険ブロック塀等の所有者又は当該所有者の相続権利者
- ② 危険ブロック塀等の存する敷地の所有者又は当該所有者の相続権利者
- ③ 危険ブロック塀等又は敷地の管理者

※その他詳しいことは、建築指導課へお問い合わせ下さい。